

相模原市告示第 2 6 9 号

富山県及び石川県に住所等を有する者に係る市税に関する申告等の期限
の延長についての告示で定める期日について

富山県及び石川県に住所等を有する者に係る市税に関する申告等の期限の延長について(令和 6 年相模原市告示第 2 0 号)の告示で定める期日は、次のとおりとする。

令和 6 年 6 月 2 6 日

相模原市長 本 村 賢 太 郎

相模原市市税条例(平成 1 6 年相模原市条例第 7 号。以下「条例」という。)第 7 条第 1 項の規定に基づき、富山県及び石川県に住所等を有する者に係る市税に関する申告等の期限の延長について(令和 6 年相模原市告示第 2 0 号)において別に告示で定めることとされている期日のうち、令和 6 年 1 月 1 日に次に掲げる地域に住所を有する個人又は主たる事務所若しくは事業所を有する法人に係るもので、地方税法(昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号)又は条例に定める申告、申請、請求その他書類の提出(審査請求に関するものを除く。)又は納付若しくは納入に関する期限が同日から同年 7 月 3 0 日までの間に到来するものについては、同月 3 1 日とする。

都道府県名	地 域
富山県	富山県
石川県	金沢市、小松市、加賀市、羽咋市、かほく市、白山市、能美市、野々市市、能美郡川北町、河北郡津幡町、河北郡内灘町、羽咋郡宝達志水町、鹿島郡中能登町